

12月号のQ&Aはいかがでしたでしょうか。Q1～2の補足として、改正を踏まえた原賠制度の概要を解説します。

我が国の原子力損害賠償制度の概要

波線は平成22年1月1日より施行

【関係法律】

- 我が国の原子力損害賠償制度は、以下の2つの法律から成り立っている。
 - 原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）
 - 原子力損害賠償補償契約に関する法律（補償契約法）

【目的】

- 被害者の保護及び原子力事業の健全な発達を図ることを目的（原賠法第1条）

【原子力損害に係る賠償責任】

（無過失責任）

- 原子炉の運転等により生じた原子力損害は、原子力事業者が賠償責任を負う。

原子力事業者の故意・過失は問われない。（原賠法第3条）

（無限責任）

- 原子力事業者の賠償責任の限度額は特に規定されていない。

【賠償措置の義務】

- 原子力事業者に対し、原子力損害を賠償するための措置（賠償措置）を講じることを義務付け。（原賠法第6条～第10条、補償契約法）

原子力事業者は、原子力損害賠償責任保険（民間保険契約）と原子力損害賠償補償契約（政府補償契約）を締結。

- 賠償措置の額は、1工場・事業所当たり 1200億円（1万kW超の原子力発電所の場合。種類・規模に応じた少額措置を政令で規定。事業行為終了後の特例額を政令で規定）。

【国の援助・措置】

- 賠償責任が賠償措置を超える場合、必要と認めるときは、政府が原子力事業者に対して援助（原賠法第16条）

- 社会的動乱・異常に巨大な天災地変の場合、政府が必要な措置を講じる。（原賠法第17条）

【原子力損害賠償紛争審査会】

- 第三者機関において、「和解の仲介」及び「紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針策定」を実施（原賠法第18条）

